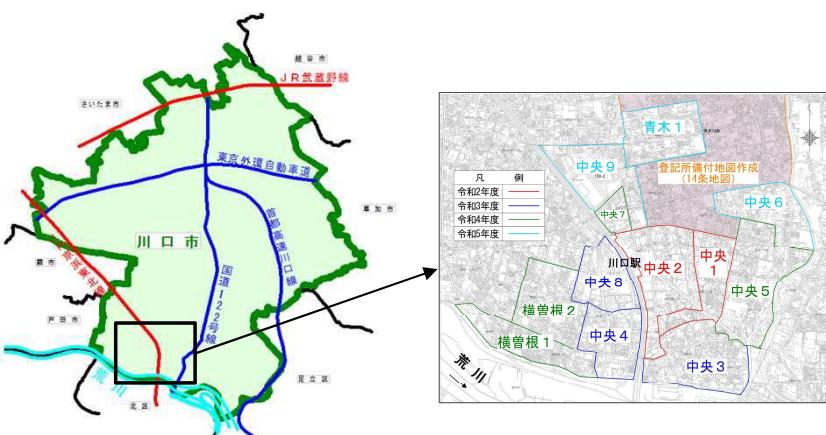


埼玉県川口市の地籍調査



令和5年12月18日

川口市の概要



川口市は埼玉県の南端に位置し、東京都北区、足立区及び県内5市に接しており、総面積は 61.95Km^2 で、調査対象面積は 48.67Km^2

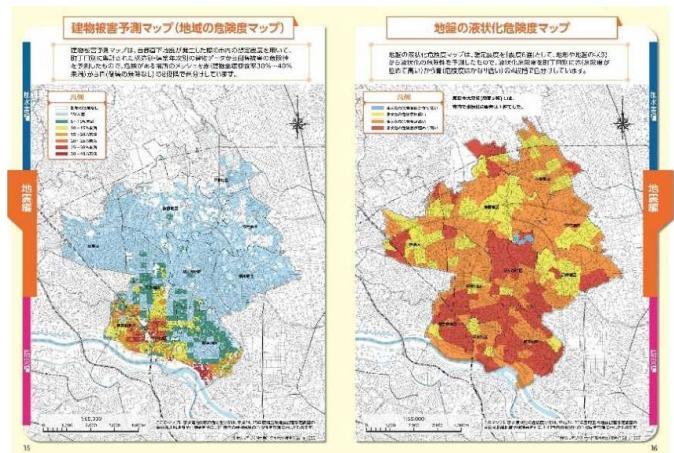
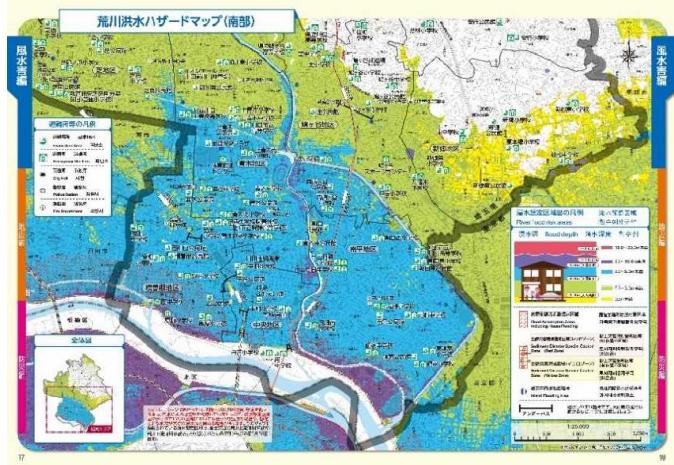
川口市地籍調査実績

令和2年度	0.47Km^2	(官民境界先行調査)
令和3年度	0.61Km^2	(街区境界調査)
令和4年度	0.77Km^2	(")
令和5年度	0.63Km^2	(")

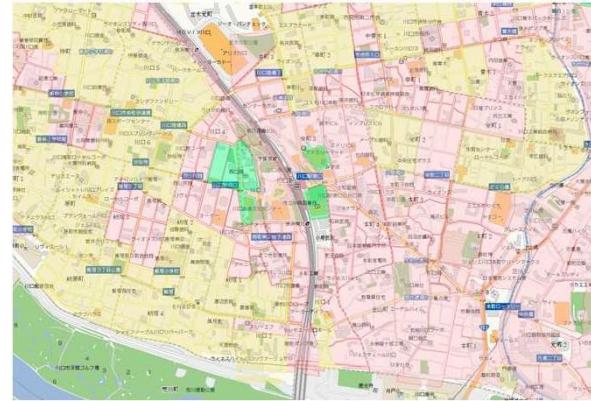
川口市役所 建設部 道路維持課 管理係の体制

- ・道路の認定、変更及び廃止、道路台帳補正
- ・道路敷の寄附、不用道路敷の売払い
- ・道路の境界確認、境界証明 3名
- ・道路の工事施行承認、開発行為、中高層建築、位置指定道路の事前協議 3名
- ・上記の業務を兼務しながら、地籍調査（街区境界調査）担当 2名
- ・課の庶務 1名

作業地区の選定



区画整理施行中・19条5項地区は除外
公図のずれが大きい箇所、災害発生時危険区域、土地取引の多い駅前、境界確認申請が多い箇所等の指定等を考慮して優先順位を設け実施

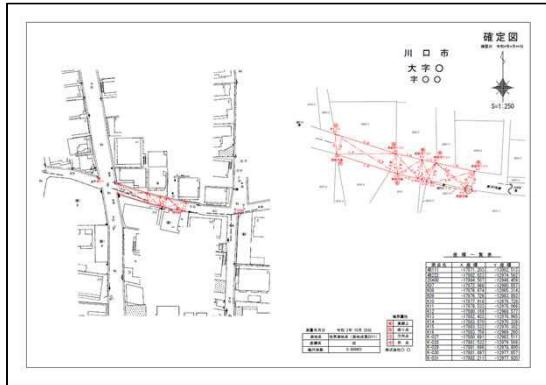


地籍調査事業の実施

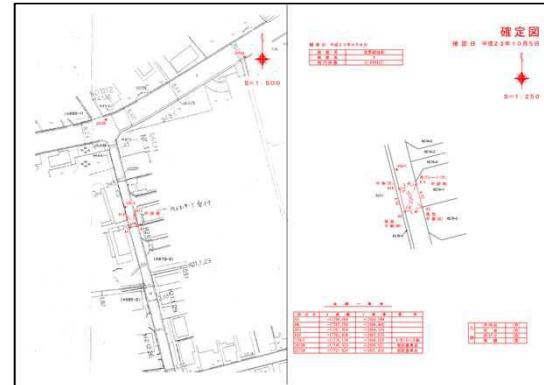


説明会は行わず、広報への掲載及び実施の通知文を郵送にて配布

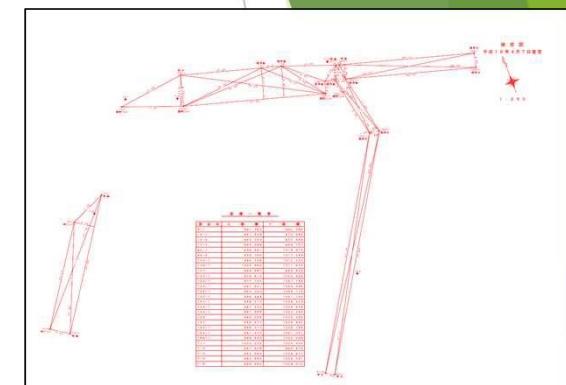
市資料の座標統一化



世界測地系（測地成果2011）



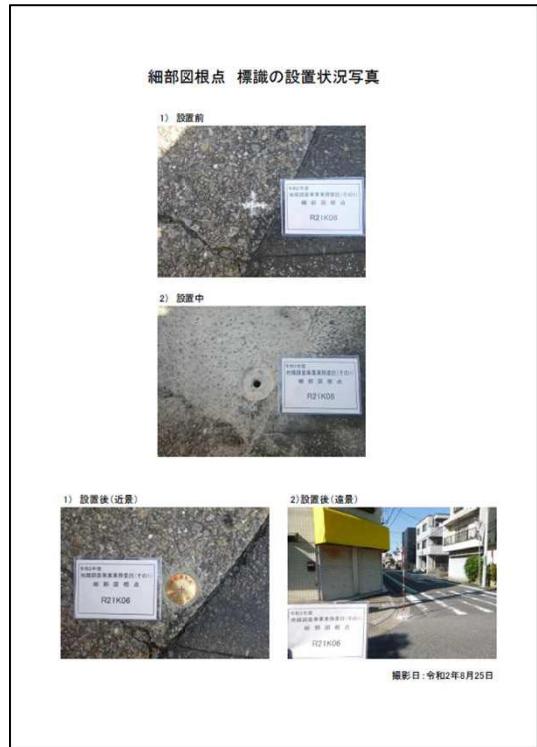
世界測地系



日本測地や任意座標

- ・従来の境界確認、所有者からの申請により1筆毎に実施
- ・地籍調査は面的に測量するため、各資料の統一化
- ・街区境界調査の成果はHPにて公開し、窓口業務の負担軽減を期待
(窓口で紙資料、電子データをコピーして交付している)

細部図根点



道路構造物に設置することで、工事等の亡失をふせぐ

立会依頼文

○○ ○○様	令和 5 年 月 日
川口市長 奥ノ木 信夫 (25任目)	
地籍調査の現地会い(依頼)	
<p>日頃より、本市の道路行政に対してご理解とご協力を頂きありがとうございます。</p> <p>本年6月度に、「川口市からおもな土地・建物取扱事業者 地籍調査実施について」でご連絡させていただきました。立会の申請を要いたしましたの件をお問い合わせします。</p> <p>現地の状況は、市内に志望した官公署の複数箇所で現地に来ているところです。今後、現地における立会いで、ご連絡がいただけでしたら、川口市と土地所有者様との境界が定まることがあります。</p> <p>また、霞ヶ丘地区等の実測によって、国・調査法及び開闢法で定められているため、官民境界や民間境界を含む境界点について、国・調査法で規定することとなります。</p> <p>つきましては、この件のこととご連絡を頂きました手帳の記入日より立会いの上、官民境界等を現地にてご確認くださいまます。ご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の大拡大防止のため、密にならないよう、日程を区切っての立会いとなりとりますことをご了承下さい。</p>	
記	
<p>1 市が希望する立会い日時： 令和 年 月 日 () 午前 時 分から 午後 時 分までお問い合わせ下さい。</p>	
<p>2 肘合わせ場所： 川口市〇一丁目〇番〇号 戸 号 (住居表示)</p>	
<p>3 立会い場所： ①川口市〇一丁目〇番〇号 山田 太郎 ②川口市〇一丁目〇番〇号 山田 太郎 別居住所、現在所有と想定する場合は 間田 4 (うちの 4) をご参照ください。</p>	
(署記印/所有者) 	
<p>※現地会いによる登記の場合は、 専用住所、現在所有と想定する場合は 間田 4 (うちの 4) をご参照ください。 (署記印/所有者)</p>	
(署記印/所有者)	

<p>Q1. お問い合わせに関する Q & A</p> <p>Q1. 会員登録・退会・会員登録された場合、何が変わった、他の人に変更できますか？</p> <p>A1. お問い合わせにてご連絡いただければ必ず異議提出用紙 「会員の変更」は会員登録者本人様へご連絡ください。</p>
<p>Q2. 立会いは土地所有者本名でなくてもよいですか？</p> <p>A2. 諸別記上、土地所有者の本名での立会いを提出します。しかし、都合がつかない場合は、 別名も立会いの際はよろしくお願いします。まことに、その場合は、立会い状が必要になります。 なお、諸別記提出の際は立会いの請求をお願いください。</p>
<p>Q3. 土地所有者は、誰でござりますが？</p> <p>A3. 諸別記にて相続人名義とお尋ねください。 この場合は、田舎町に記載の相続人名義へお問い合わせください。</p>
<p>Q4. 土地所有者が法人である場合、会員はどうなさいますか？</p> <p>A4. 代表取締役の氏名をもと立会いをして下さい。しかし、都合がつかない場合は、会社を分 割されたときの法人名と立会い下さい。その場合は、C2記入欄に会社名が記入になります。</p>
<p>Q5. 会員登録の場合は、他の開設者登録で会員との差?</p> <p>A5. 既開設者について、他の開設者の名前は記入しないで、立会うことまでを参考材料としていた め、基点より次の開設者は自己立会いません。なるべく、登録者は、既開設の書類及び立会の開 設行為の自身担当権限を譲渡しておられます。</p>
<p>Q6. 開設者登録について、確認及立会の開設はいつまでですか？</p> <p>A6. 立会開設をしてから1ヶ月以内に立会をまとめていただきます。</p>
<p>Q7. 世界の確認書、承認手渡しとは？</p> <p>A7. 「代理申請用紙」は、立会いを行なうことであります。法代代理取締役・マンションの管理責任者が 立会い場合は、印鑑（代表契約又は代理契約）の必要がなく、他の立会の場合は印鑑が必要 です。 委嘱立会いをする場合は、法代代理取締役・マンションの管理責任者は印鑑（代表契約又は 代理契約）の印鑑をお求めします。他の場合は印鑑不要</p>
<p>Q8. 他人の確認書立会の場合は、社員と書類印鑑どちらが必須ですか？</p> <p>A8. どちらでも構いません。ただし、自ら、開設者と一緒に立会していくことができない場合は、捺印し た書類を郵送などにより、後日印鑑ください。</p>

記入例

委任状

委任された人
(代 理 人)

・住 所 埼玉県川口市○○○○一丁目二番三号

・氏 名 川口 次郎

・電話番号 ○○○-○○○○

私は、上記の者を代理人と定め、国土調査法にもとづき、川口市が行う地籍調査事務に伴う面積測量調査の権限を認に付する一切の権限を委任します。

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

委任する土地の所在及び地番

川口市○○○○丁目 ○○番

委任する人
(土地所有者)

・住 所 埼玉県川口市○○○○二丁目二番三号

・氏 名 川口 太郎

・電話番号 ○○○-○○○○

* この委任状は、原則として委任を行った方がすべて直筆で記入してください。

* 会員登録の場合は、本人確認のため、代理人の身分証(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)をご持参ください。

依賴文



パンフレットを同封

Q&A

委任状 記入例

- 立会依頼文は普通郵便で送付
 - 二回目以降の通知は簡易書留で送付

立会い時

(様式第1号)	
街区境界調査票(現地調査用)	
調査印番号 No.1	
被認定者 所有者等の住所及び氏名 住所 姓 名	
被認定者 所有者等の住所及び氏名 住所 姓 名	
街区境界調査前の土地の表示 街区境界調査後の土地の所有者の表示	
所有・地番 川口市〇〇一丁目1番1号	
地籍・地権 地目 宅地 地積 100.00a	
住所 川口市〇〇一丁目1番1号	
氏名又は法人名 ○○ ○○	
登記申請 所有權 その他の登記	
登記事項(次に記してある物又は住所についての変更又は訂正) <input type="checkbox"/> 年 月 日 自由変更(訂正) <input type="checkbox"/> 年 月 日 両名変更(訂正)	
[摘要] 記入欄を「現地調査用」で記入する場合は、本欄に記入しない場合。 丁度の大きさで記入する。 <input type="checkbox"/> 被認定者と同一であります。 <input type="checkbox"/> 被認定者と同一であります。 代理かない場合は、下記のチェックと跡方印で捺印して記入。 <input type="checkbox"/> 本人の捺印 (運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード・その他) 1	

調査票

委任状	
委任された人 (代 理 人)	
・住 所 _____	
・氏 名 _____	
・電話番号 _____	
私は、上記の者を代理人と定め、国土調査法にもとづき、川口市が行う地籍調査事務に付うる街区境界調査の境界確認に関する一切の権限を委任します。	
令和 年 月 日	
委任する土地の所在及び地番	
川口市 丁目 番	
委任する人 (土地所有者)	
・住 所 _____	
・氏 名 _____	
・電話番号 _____	
★ この委任状は、原則として委任を行なう方がすべて記入で記入してください。 ★ 会見・会合は、本人確認のため、代理人の身分証(運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード等)をご持参ください。	

委任状

確認書	
川口市 謹申	
私は、下記の土地について、地籍調査作業規程準則(昭和32年総理府令第71号)第30条第1項から3項までの規定に従つて街区境界の確認を行います。	
記	
・ 土地の所在・地番	
川口市若葉木一丁目1番1号 川口市若葉木一丁目1番2号 川口市若葉木一丁目1番3号 川口市若葉木一丁目1番4号 川口市若葉木一丁目1番5号	
・ 上記土地に係る所有者等の住居地又は名称	
確認日 年 月 日 (確認者) 所有者等の氏名	
所有者等の氏名	

確認書

- 2班体制で行い、約15分で2名の地権者と立会い
 - 登記簿住所、氏名が相違している場合は、変更できることを伝える
 - マンションの場所は理事長印、法人の場合は社判・代表者印を捺印
 - 地権者が複数の土地を持っている場合は、確認書に署名
- 一筆につき調査票一枚のため、複数筆所有地権者の負担を軽減

遠方所有者等の図面立会い

○○ ○○様

令和 年 月 日

川口市長 真ノ木 信夫
(印押省略)

地籍調査（街区境界調査）における図面等調査の実施について（依頼）

平素より市政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

先日は、ご迷惑いただきましたのでどうぞごめんなさい。

現地で立会いが困難な場合は、図面等調査（郵送確認）という形で下記のとおりお手数をおかけする形となります。

つきましては、街区境界筆界案写真面でご確認いただき、みなさまの土地・川口市の道路などの境界（街区境界）及び道筋境界上のお名前との境界（首長境界・民有境界）について同意いただけましたら、同封した「街区境界調査票」に署名又は記名押印のうえ返送して下さいますようお願い申し上げます。

なお、署名は記名押印いたしました街区調査票は、川口市にて保管します。

不明な点がございましたら、お手数ではございますが、担当者までお問い合わせ下さい。

是

1 土地所有者連絡 ①川口市〇〇一丁目III-1

2 対応資料

街区境界調査票（返送お願いいたします） 1枚
同上記入用紙 2枚
街区境界筆界案写真面 1枚
返送用封筒 2枚

3 連絡先

受託業者：株式会社 ○○
連絡先：048-000-0000
担当者：○○

担当部署：川口市役所 建設部 道路課

尚、対応資料に関するお問い合わせにつきましては、委託業者までご連絡をお願いいたします。

[遠くにお住まいなどの理由で、現地立会いが困難な土地所有者の方へ]

◎現地立会いが困難な場合

遠くにお住まいになられているなどの理由で、現地立会いが困難な場合には

A：【代理人への委任】（立会い当方に代わりの方が代理人に確認していただく方法）
B：【郵送確認（図面等調査）】

（図面から転送された、複数に分かれた資料を確認する方法）

の二つの方法があります。どちらかを選択して確認を行うことができます。

A：【代理人への委任】の場合

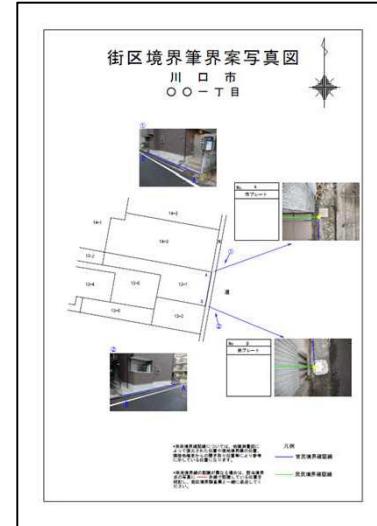
同封の「委任状」に必要事項を自署で記入（法人・マンションは捺印が必要）の上、代理人の方に立会いに持参していただきます。（土地等の管理を第三者に任せている方は、管理している会社に委任することも可能です。）

B：【郵送確認（図面等調査）】の場合

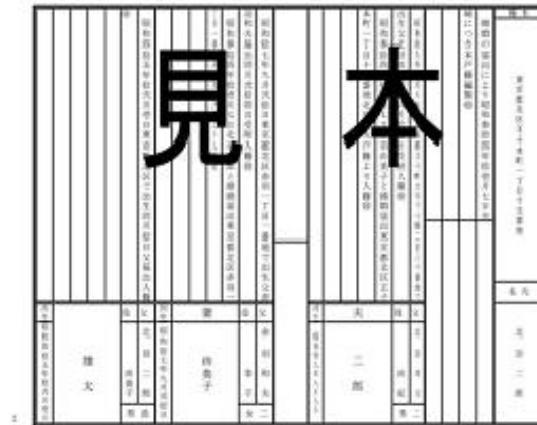
官公署様の境界予定線の資料を土地所有者へ郵送します。郵送された図面を基に確認していただき、承認していただける場合は、同封の「街区境界調査票」に署名の上、（土地所有者の）身分証明書のコピー又は住民票（コピー）を添えて、返送していただきます。

郵送確認（図面等調査）を依頼される場合は、立会依頼書に記載の問い合わせ先へ立会い前までにご連絡ください。

郵送確認（図面等調査）の場合、現地の状況把握及び境界線の詳細な説明ができません。可能な限り、代理人への現地立会委任でお問い合わせください。



相続について

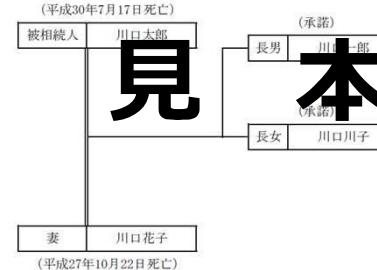


改製戸籍

(1601) 個人事項欄	
本籍名	神奈川県川崎市中原区川口大字
戸籍登録者	戸籍登録者: 川口太郎 改製登録者: 川口太郎(戸籍登録者第1号削除第2号新規登録による改製)
戸籍に記載されている者	【1】太郎 【出生月日】昭和41年1月11日 【性別】男 【配偶者】花子 【年齢】33歳 【職業】主夫 【登録】平成27年3月登録 【被登録者名】川口花子 【登録地】川口市一丁目1番1号 以下余白
被登録者	被登録者: 川口花子 登録年月日: 平成27年3月登録 登録地: 川口市一丁目1番1号 以下余白
施行年月日	施行年月日: 平成30年7月17日死亡
電子公印	電子公印

戸籍謄本

被相続人 川口太郎 相続関係説明図



相続関係説明図

- ・相続人との繋がりがわかる資料として、原戸籍・戸籍謄本・除籍謄本を取得（コピーも可）
- ・法定相続一覧図または法定相続情報がある場合はコピー（写真也可）
- ・遺産分割協議書がある場合で、登記が変更されていないときは、相続人全員の承諾が必要

住所変更・氏名変更

住 所		埼玉県川口市南町2丁目10番		性別	男	年齢	0歳	誕生日	○年○月○日	配偶者名	川口 太郎
氏名		川口 太郎		出生年月日	○年○月○日	既婚者年月日	○年○月○日				
本籍		埼玉県川口市南町2丁目1番地		学生登録	本人	既往歴年月日	○年○月○日				
埼玉県川口市○○丁目○○番 から転入											
<p style="text-align: center;">見 本</p>											
住 所				性別		年齢		誕生日		配偶者名	
氏名				出生年月日		既婚者年月日					
本籍				既往歴年月日							
<p style="text-align: center;">見 本</p>											
住 所				性別		年齢		誕生日		配偶者名	
氏名				出生年月日		既婚者年月日					
本籍				既往歴年月日							

この写しは、被書類全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日
川口市長 ○○○○

印

住民票

住所変更

- ・1つ前の住所であれば住民票を持参
 - ・2つ前の住所であれば戸籍の附票と住民票を持参
→生年月日と筆頭者を確認

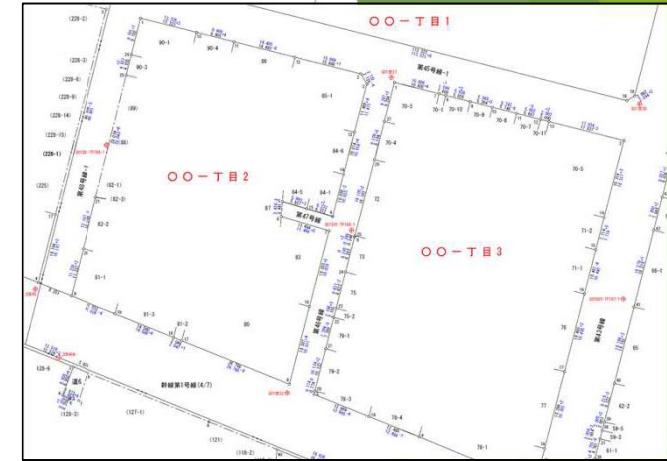
氏名变更

- ・現在の氏名に変更した経緯の分かる資料
 - ・戸籍の全部事項証明書、原戸籍
→生年月日と筆頭者を確認
→氏名の旧字・新字を確認

※法人の場合

- 商号变更、住所变更可能

境界杭の設置



- 既設の境界杭がある場合は設置不要
- 亡失している箇所は、川口市地籍プレートを設置
(後日、境界杭を設置することを立会い時に説明)
- 検測図を作成し、現場検査時に使用

閲覧

令和 年 月 日
川口市長 真木 信夫
(会見用紙)

閲覧者名

会員
閲覧を希望しております。申込内容を
確認後へお問い合わせください。

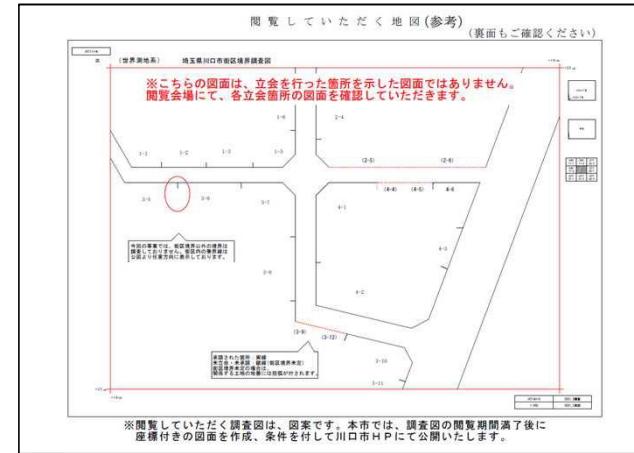
備考
立会いなし

閲覧会場
立会いなし

記
1 閲覧期間、場所、時間 別紙1のとおり

2 申込料
2) 本道料(書類)
3) 著作権料(著者権料)(著作権料の場合は別途提出する場合あり)
4) 他の料金(複数枚提出する場合は複数枚提出料)の場合は別途提出する場合あり

5) 依頼事項
1) 新型コロナウイルス感染症予防のため、立会へ入場の際はマスクの着用、手の消毒が必須になります。また、発熱等の調査の際にはご理解をお願いいたします。
2) 閲覧資料の写真撮影等は認めさせていただきます。
3) 申込料の支払い方法
4) 川口市会員カード(タクシーや川口市企画室会員カード)については、施設利用料及び閲覧料が無料となります。
5) 新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言の状況により閲覧場所の変更がある場合は個別にご連絡。変更が生じた場合は、ホームページにてお知らせいたしました。
[\(画面をお読み下さい\)](#)



通知文



閲覧していただく簿冊(参考)
(裏面もご確認ください)

街区境界調査簿式

街 区 番 号	○○	街 区 境界調査簿 号	川○○○	街 区 面 積	○○○.○○
街区境界調査前の土地の表示					
字名	地番	地目	面積 m ²	所有者の姓氏及び 氏名又は名称	原因及びその日付 と登記番号
青木 ○丁目	1 宅地 ○○○	○	○	川口市青木○○○○ 川口一郎	無動なし 川○○○
川口 ○丁目	2 農地 ○○○	○	○	川口市川口○○○○ 川口 次郎	令和○年○月○日 登記変更 川○○○
本町 ○丁目	3 宅地 ○○○	○	○	川口市本町○○○○ 西田 花子	令和○年○月○日 登記変更 川○○○
街区境界調査の結果					
登記簿本記載内容					
地籍調査簿主たる委任状 記入の内容					

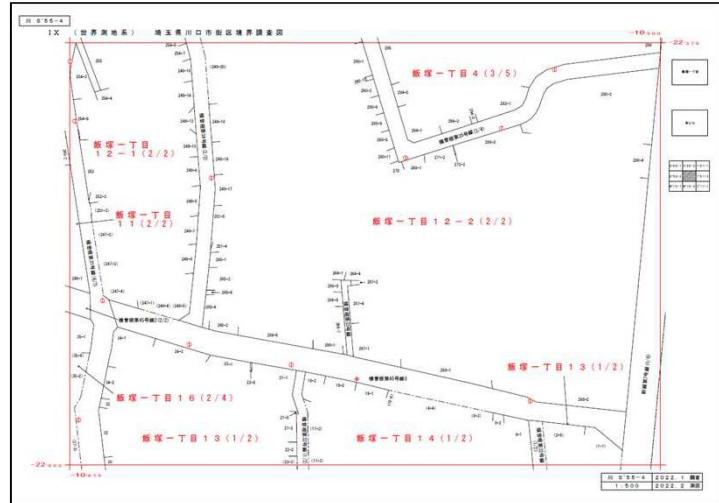
※個人情報が含まれるため、閲覧可能な方は、本人または委任を受けた方のみとなります。

参考図

- ・作業地区付近の公民館等の市の施設を利用し、20日間の閲覧を実施
- ・街区境界調査図と街区境界調査簿を、登記簿及び街区境界調査票と照合

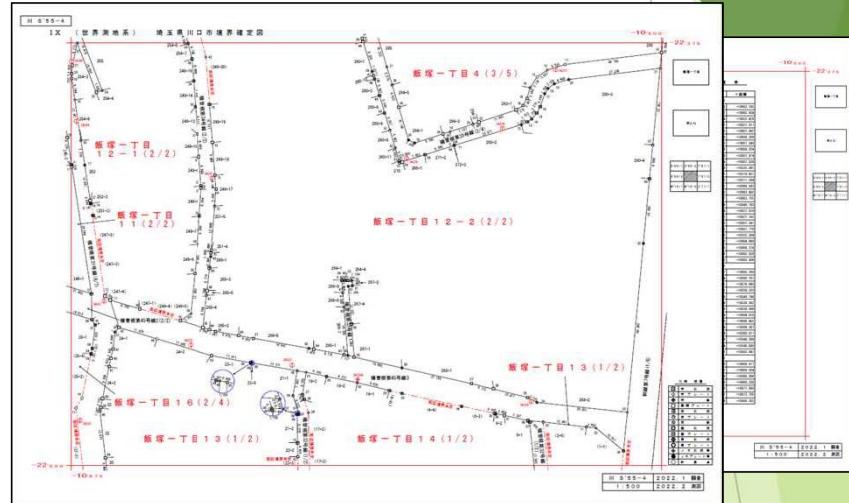
参考

ホームページに境界確定図を掲載



街区境界調査図

杭種
→
座標



境界確定図

- ・街区境界調査図及び筆界点番号図をもとに、
境界確定図（各境界点の杭種が分かる凡例付き）を作成
- ・現在、川口市HPにおいて令和3年度、令和4年度の地籍成果公開中

市制施行90周年



川口市

ご清聴ありがとうございました。



¹⁶
川口市マスコット「きゅばらん」